

平成32年4月1日開所 建設費補助金交付事業

小規模保育事業 募集要項

募集期間: 平成 31 年4月1日(月)~平成 31 年4月 19 日(金)

こども青少年局こども施設整備課

平成 31 年4月

1	事業概要・応募資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	平成 31 年度小規模保育事業 整備が必要な地域一覧・・・・・・・・・・2
3	整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4	連携施設の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
5	補助金審査基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
6	小規模保育事業の標準的な仕様について(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・9
7	補助制度・・・・・・・・11
8	事業応募から小規模保育事業開設までのスケジュール(参考)・・・・・・・・・・・13
9	申請方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・・14
10	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・16

木材の積極的な活用をお願いします

横浜市では、地球温暖化の防止、循環型社会の形成、水源のかん養等のため、平成 26 年4月に「横浜市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を定め、木 材の積極的な活用を図ることとしています。

保育所等の整備では、天井、壁、床などの内装に木材を活用する"木質化"に積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

URL: http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/archi/wood-timber/

1 事業概要 応募資格等

(1)事業概要

社会福祉法人、学校法人、公益財団法人及び公益社団法人(以下、「社会福祉法人等」という。)が自ら確保した 用地において、横浜市からの建設費の補助を受けて小規模保育事業を新設するものです。

(2)応募資格

本事業に応募できる法人は、以下の全てに該当する社会福祉法人等とします。

- (1)整備予定地を、自ら所有又は貸与(※)を受けていること。
- (2)平成30年4月1日時点から申請時点まで継続して認可保育所、認定こども園、幼稚園、 自治体の認証を受けた保育施設、横浜保育室、又は地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く)を良好な 内容で運営していること。
- (3)新たに小規模保育事業を整備・運営するにあたって、必要な資力・信用があること。
- (4)その他、市長が不適当と認める事由を有しないこと。
- (※) 当該土地の賃貸借期間が賃貸借契約書において 10 年以上であること、又は貸主が国や地方公共団体等、安定的な事業の継続性の確保が図られると認められること。

(3)採択予定件数

1件

複数の申請があった場合は、「5 補助金審査基準」により選考を行います。

2 平成31年度小規模保育事業「整備が必要な地域」一覧(4月時点)

区	対象エリア	区	対象エリア
鶴見	【鶴見駅周辺】 鶴見中央一〜五丁目 【菊名】 菊名四丁目〜六丁目	神奈川	【横浜駅周辺】 鶴屋町1~2丁目
港北	【日吉駅】 日吉一~四丁目、箕輪一~三丁目	港南	【下永谷駅周辺(駅徒歩 10 分圏内)】 下永谷一〜六丁目、芹が谷四〜五丁目、 日限山一〜三丁目
磯子	【磯子・汐見台】 汐見台ー〜二丁目、磯子三丁目、磯子台、森一〜二丁目*(*環状2号線 屏風ヶ浦バイパスより北側) 【新杉田駅】 中原一〜二丁目、杉田一丁目、 杉田四丁目、新杉田町、杉田五丁目 【根岸駅】 東町、西町、下町、原町	旭	【二俣川駅北口(駅徒歩 10 分圏内)】 二俣川 1 丁目 【二俣川駅南口(駅徒歩 10 分圏内)】 二俣川 2 丁目
青葉	【こどもの国駅 (駅徒歩 10 分圏内)】 奈良一~五丁目	緑	【長津田駅(駅徒歩5分圏内)】 長津田一~二丁目、長津田五丁目
戸塚	【戸塚駅(駅徒歩10分圏内)】 吉田町、戸塚町[①JR線線路より東側②国道1号(旧東海道)より西側(ただし、バスセンター前交差点が交差点までのの業及がでので変差点まりでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	瀬谷	【瀬谷駅 徒歩 10 分圏内】 中央、相沢 1 ~ 4 丁目、本郷 3 丁目、 瀬谷 2 ~ 6 丁目、橋戸 1 ~ 3 丁目
泉	【いずみ中央駅(駅徒歩5分圏内)】 和泉中央南4~5丁目		

[※]整備が必要な地域に関する問い合わせは下記担当部署にお問い合わせください。

【担当部署】

横浜市こども青少年局保育対策課

【電話番号】045-671-4468、4220

【電子メール】kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】 各区担当(該当するエリア(区)をお伝えください。)

3 整備計画

事業計画にあたっては、次の内容を遵守してください。

(1)開所日

平成32年4月1日開所を厳守してください。

(2)事業類型・定員規模等

- ア 事業類型は小規模保育事業A型とします。
- イ 定員は原則 19 人とします。
- ウ 各年齢の定員は持ち上がりができる定員設定としてください。
- エ 認可定員と利用定員は同人数で設定することとします。
- オ 定員設定にあたっては地域の保育ニーズに応じて横浜市との協議に応じていただきます。

(3)整備計画及び仕様

- ア「小規模保育事業の標準的な仕様について」(P11)を参考に計画してください。
- イ 近隣に十分配慮した計画としてください。(園舎・園庭配置、日影、窓位置、目隠し、砂塵、植栽、 駐車場、駐輪場、騒音対策、調理室からの臭気対策、土壌汚染対策等)。
- ウ 原則、調理設備を設け、自園調理を行い、給食の提供をしてください。
- エ 建物より設備の耐用年数は短いため、将来的な設備機器や設備配管の更新工事を見据えた計画にしてください。
- オ 駐車場や駐輪場について、利用者の送迎で認める場合は確保してください。台数等のスペースや配置計画は 交通状況等を勘案し、横浜市と協議のうえ計画してください。
- カ 開所前に飲料水の水質検査※及び「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」(掲載先 URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/seikatsu/kokyo/sickhouse/sickhouse.html)に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施し、基準値以下であることを確認してください。(測定対象物質は7項目(ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、キシレン、スチレン、パラジクロロベンゼン)とし、保育室や医務室(医務スペースのある事務室含む)、食堂等子どもが長時間滞在する可能性のある居室を対象とします。)
 - ※水質検査は飲料水としての最低限の検査項目を検査してもらいます。

(4) 保育室等の面積について

- ア 乳児室、ほふく室、保育室及び屋内遊戯室の面積は有効面積で算出してください。この場合における有効面積とは、 内法面積から次に掲げる造付け・固定造作物は除いたものをいいます。
 - (ア)押し入れ、ロッカー、収納スペース、こども用荷物収納棚
 - (イ) 吊り押し入れ、吊り戸棚(床上 140 cmの空間を確保したものを除く)
 - (ウ)手洗い器
 - (エ)ピアノ
- イ 0歳児と1歳児を同じ部屋で保育する場合には<u>各年齢の保育スペースを区画し、</u>安全性に十分配慮した設計としてく ださい。
- ウ 手洗用設備は<u>保育室内に</u>乳幼児用と保育従事者用と別々に設置してください。また調理員専用の手洗用設備についても衛生管理の観点から調理室内に設置してください。
- エ 2歳児1人あたり3.3m2以上の屋外遊戯場を設けてください。屋外遊戯場が設けられない場合は、児童の歩行速度で5分程度、概ね300m以内(実測)の距離にある公園等で代用可能です。

(5)近隣対応

整備を円滑に進めるため、整備予定地の近隣住民等(特に隣接敷地の住民、町内会等)に対し、以下のとおり説明を行ってください。

ア 事業申請時

基本計画段階において、近隣住民等に、小規模保育事業整備についての申請を行う旨の説明を行い、申請時にその内容報告書を提出してください。

また、設計内容に住民要望等の反映ができるよう努めてください。

イ 事業採択後

(ア)基本設計立案時

建築確認申請(用途変更含む)の手続きを行う前に、近隣住民等に整備計画や運営内容等について説明し、 その内容報告書を提出してください。

(イ)工事着手前及び適宜

工事計画が確定次第、近隣住民等に工事スケジュール、施工者の連絡先、工事車両の通行等について説明 し、その内容報告書を提出してください。

(6)工事施工業者等の選定(入札の実施)

補助金の交付を受ける工事の施工業者等の選定にあたっては、次に掲げる点を遵守してください。不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

ア「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて入札の実施、契約をしてください。

「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」について

http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/kannsa/sisetsuseibi.html

- イ 工事施工業者が必要な工期を十分に確保できるよう、市の実施設計審査や入札参加資格審査などに要する日数を考慮し、入札に向けた準備は余裕をもって進めてください。
- ウ 公益性・公平性の確保、法令の遵守等に特段の配慮をもって行ってください。
- エ 補助事業の公益性・公平性に鑑み、次の行為は行わないでください。
 - (ア)法人の役員、社員、寄附者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札に参加させること。
 - (イ)入札参加予定者やその関係者と事前に接触すること。
 - (ウ)その他公益性・公平性を損なうこと。
- オ 入札の実施に関して疑義がある場合は、必ず横浜市と協議してください。

(7)保育責任者予定者

ア 要件

次の条件を全て満たす方となります。

- (ア)保育士資格を有する者
- (イ)常勤者※であり、他の職務と兼務しない者であること
 - (※常勤とは1日6時間以上かつ月20日以上の勤務とします。ただし給付費申請では月160時間以上を常勤としています。)
- (ウ)保育士又は幼稚園教諭・保育教諭として直近 4年のうち 2年以上の保育所等※での実務経験(平成 31年 3月31日時点の見込みを含む)を有する者

(※保育所等とは、認可保育所、認定こども園、幼稚園、横浜保育室、自治体の認証を受けた保育施設、 地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く))

イ 望ましい要件

- (ア)0~2歳児の保育経験が豊富である者
- (イ)認可保育所、横浜保育室、自治体の認証を受けた保育施設において、施設長の経験を2年以上有する者
- (ウ)幼稚園又は認定こども園において、園長経験を2年以上有する者
- (エ)小規模保育事業において、2年以上の保育責任者の経験を有する者
- ウ 法人又は本人都合による交代

事業申請後から開所までの間に保育責任者予定者を変更することは、審査対象の変更になることから、原則として認められません。

また、開所後3年間は、園の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、保育責任者の変更は原則として認められません。

(注)小規模保育事業は、19名以下の少人数による保育であり、従事する職員も認可保育所に比べると少人数であるため、保育責任者が園の責任者(いわゆる施設長)と現場の責任者(いわゆる主任)の役割を兼ねることができます。ただし、園の責任者と現場の責任者を別々に設置することもできます。この場合、園の責任者を管理者、現場の責任者を保育責任者と言います。

管理者と保育責任者を両方設置する場合には、役割分担を明確にした上で、申請してください。(管理者・保育責任者の役割分担を示した書類をご提出いただきます(任意様式))

(8)保育内容等について

ア 保育時間(開所時間)

月曜日から土曜日について11時間以上開所してください。

イ 休園日

日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)とします。

ウ 費用負担

延長保育料、実費徴収(延長保育の実施に伴う夕食代、おやつ代等)以外の費用負担を保護者に求めることはできません。

工 第三者評価

福祉サービスの第三者評価を開所後3年以内に受審し、結果を公表してください。

才 嘱託医

定期健康診断等を行う嘱託医(内科医・歯科医)を選定していただきます。内科医はできるだけ、小児科医として ください。連携先の嘱託医と兼ねることもできます。

(9)留意事項

- ア 各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求める場合があります(「横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱」第22条参照)。
- イ 事業採択後から完了までの間に、不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。
- ウ 事業採択後の計画の変更はできません。ただし、行政指導や近隣対応による変更は止むを得ないものとしますが、 事前に横浜市と協議してください。
- エ 事業採択後、平成31年8月31日までに本市の実施設計審査を受けていただきます。
- オ 建物の検査済証については、平成32年2月28日までに交付が確認できるようにしてください。
- カ 整備計画地の周辺に、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条にあたる営業所が所在 している場合、児童の保育環境として大きな課題があるため、申請を受理できないことがありますのであらかじめ十 分な確認をお願いします。
- キ 平成 31 年度に他事業(保育事業に限らない。他都市で実施予定も含む。)の整備計画がある場合は、当該事業の収支計画を確認させていただきます。
- ク 平成31年度内に工事が完了しない場合は、原則補助対象外となります。備品は年度内に納品されていることが 確認できない場合は、補助対象外となります。
- ケ 各所管庁への届出等は事業者の責任で手続きを行ってください。
- コ 土砂災害防止法第9条に規定された土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、土砂災害による著しい危険が生ずるおそれが考えられるため、神奈川県が、平成30年度に南区・磯子区で区域指定し、順次、市全域で区域指定する予定です。

このため、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)については、原則として新たな整備計画地とすることはできません。 今後、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)などから土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定された場合、建築物の安全対策や移転などが必要になる可能性がありますので、整備計画地が土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)などに該当していないか、神奈川県土砂災害ポータルなどで、必ずご確認をお願いいたします。

(参考法令等)

- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(※土砂災害防止法)
- ・神奈川県土砂災害ポータル

http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html

- サ 整備計画地に、都市計画道路など、市等で進める他の事業計画がある場合、申請を受理できない場合もあります。ご 確認のうえ、該当する場合は事前にご相談下さい。
- シ 建設市況の上昇基調を鑑み、全国的に人材・資材(特に鉄骨部材)不足が懸念されます。資材の需給状況を踏まえ、合理的な設計と、確実な調達先を確保する等、スケジュール上支障のないような計画とし、 開所時期に遅れが生じないようご注意ください。

4 連携施設の確保について

小規模保育事業では、利用児童に対して適正かつ確実な保育を行い、また、利用児童が卒園後も継続的に保育を受けられるように連携施設を確保しなければなりません。近隣の認可保育所、幼稚園(横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)実施園)、認定こども園と下記の内容について覚書を結んでください。連携先は複数設定していただいて構いません。事業申請までに整備する区こども家庭支援課に事前にご相談いただくことも可能です。

(1)連携施設の役割

ア 保育内容の支援【必須】

集団保育を通じた児童同士の関係づくりの機会の設定、地域型保育事業に対する相談や助言、その他保育の内容に関する支援等を行っていただきます。 **認可書類提出時(平成 32 年1月頃)までに必ず締結していただきます。**

イ 代替保育の提供【任意】

職員が急病や休暇等により保育を提供することができない場合に、代わりに保育を行います。

ウ 卒園後の受け皿の設定【必須】

利用児童(2歳児)の卒園後の受け皿の設定について、認可書類提出時(平成 31 年1月頃)までに必ず覚書を 締結していただきます。2歳児定員全員分の進級先確保の見込みがあることが申請の条件となります。申請書の提出 時および面接で進級先確保状況について確認させていただきます。

(2)連携先施設

- ア 認可保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかと締結することが可能です。
- イ 連携施設の設定には、保育・教育理念や運営方針等確認しておくことが重要です。

(3)連携施設受諾促進加算(横浜市独自加算)

小規模保育事業の卒園後の受け皿の確保や保育の助言・相談、合同保育、行事参加、園庭開放等の保育内容の支援等の連携を促進するため、雇用費等の経費の一部に充当するための助成です。(自園に支払われる助成ではないので、ご注意ください。)

(平成 31 年度)

連携先	月額助成	単価	支給条件
認可保育所	A区分	229,500 円	
心可休月別	B区分	114,750 円	
幼稚園	A区分	85,000 円	助成を受けるためには支給条
初作図 	B区分	57,400 円	件があります。詳しくは「参考
	A区分	229,500 円	資料2」をご覧ください。
認定こども園	B区分	85,000 円	
	C区分	57,400 円	

5 補助金審査基準について

補助金審査にあたっては、次の項目を評価します。評価細目は例示です。

評価項目	評価細目
	(1) 法人代表の適格性
1 法人の体制	(2) 経営状況
	(3) 監査状況
	(1) 保育事業の実績
2 既存施設・事業の運営状況	(2) 監査状況
	(3) 運営内容の評価
3 資金計画	(1) 運転資金の確保状況
3 貝並前回	(2) 償還計画の確実性
	(1) 土地の所有状況
4 整備計画(ハード)	(2) 屋外遊戯場の状況
	(3) 保育環境
	 (1) 保育責任者の適格性
5 整備計画(ソフト)	(2) 保育従事者の状況
6 連携計画	(1) 連携施設の確保
	(2) 卒園後の受け皿の確保
7 面接(法人代表者 保育責任予定者)	(1) 保育方針、運営の方針等
/ 岡渓(仏八八女石 休月貝は了た石)	(2) 地域住民対応

6 小規模保育事業の標準的な仕様について(参考)

以下の内容を参考に、施設計画(ハード面)を行ってください。

(1)定員内訳

年齢	O歳	1歳	2歳	合計
人数	3人	8人	8人	19 人

(2)事業所の規模

ア 最低基準

		O~1歳	2歳
	保育室	3.3m2/人	1.98m2/人
設備基準	屋外遊戯場		3.3m2/人
	その他	医務室、調理	設備、便所

※地域子育て支援スペースを計画する場合は、最低30㎡以上確保してください。

イ 横浜市補助基準

定員	基準面積
10.1	178.6m2
19 人	(9.4m2×19 人)

(3)建物構造

可能な限り「木造」としてください。

(4)主な仕上げ等

保育室等、園児が利用する場所は積極的に「木質化」に取り組んでください。

場所等	部位	仕上げ、仕様等
	床	天然木複合フローリング
保育室等	壁	天然木パネル(腰壁)※内装制限に留意してください。
	その他	こどもの安全への配慮(指はさみ、コンセント、柱等の角)
屋根	_	太陽光発電設備の導入
開口部	_	断熱サッシ、複層ガラスの導入
便所	_	定員 10 人に対し、幼児用大便器1個を設置
設備	_	省エネタイプ給湯器の導入(2次熱交換機タイプ等)
照明	_	人感センサー付き照明機器の導入

(5)主な設備

ア 冷暖房衛生設備

	内容
冷暖房設備	保育室等各室内には、冷暖房設備を備える。
衛生設備	給排水設備、衛生設備、給湯設備、ガス設備等
調理設備	給食等に必要な厨房機器の設備等

イ 電気設備等

	内容
幹線・動力設備	低圧受電(引込を含む)
電灯・コンセント設備	照明、スイッチ、コンセント設備等
消防用設備	消防法第 17 条 1 項に基づく消防の用に供する設備(自動火災報知設備等)
その他の設備	電話設備等

(6)主な関係法令

- ア 建築基準法、同法施行令、横浜市建築基準条例
- イ 消防法、同法施行令
- ウ 児童福祉法、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例
- 工 食品衛生法、同法施行規則

(7)既存施設・事業所の調査

建物の外部・内部の仕上げ、設備の内容等については、事業費に大きく影響するため、最近建設された保育所等を実際に調査し、今回計画する小規模保育事業の設計等に役立てることも有効です。

【チェックポイント】

- ア 建物の配置・形状、外部・内部の仕上げ
- イ 設備の内容(必要な設備の把握等)
- ウ 各室のレイアウト(機能性)
- エ 建物の維持管理状況
- オ こどもの安全への配慮(指はさみ、コンセントの位置、扉の鍵の高さ、段差、角、柱など)
- カ 乳幼児用の便器の数(児童 10 人につき 1 以上であること)

7 補助制度

(1)補助の概要

本事業の補助制度は「横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱」に基づき、以下のとおりとします。 ※各法人の消費税の扱いにより、補助金の一部の返還を求めることがあります。あらかじめご了承ください。

◆補助金交付額(補助対象経費に3/4を乗じた額)

		補助対象経費
	主体工事費	実行単価(※1)×実行面積(※2)
整	(共通費含む)	
備	杭工事費	設計に基づく工事費の額
費	環境配慮設備工事費	(実施設計審査時に決定した額を上限とする)
	工事事務費	対象工事費の 2.6%を上限
	備品費	整備に必要な備品購入費
設		1 品 5,000 円以上の備品とし、1 人あたり実行備品単価(実行備品単価
備		が 32,000 円を超える場合は 32,000 円とする)に定員を乗じて得た額を上
整		限
備	大型遊具費	整備に必要な大型遊具費
		1 品 100,000 円以上の遊具で、3,500,000 円以内

- ※1 実行単価は本市が予算で定める基準単価が限度です。
- ※2 実行面積は基準面積(横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱 別表4参照)が限度です。

◆補助対象外経費(例示)

項目	補助対象外経費
水道利用加入金	横浜市水道条例第 34 条の2に定める水道利用加入金
設計費等	整備に必要な基本設計、実施設計、地質調査、測量費
土地等	土地の買収、整地、造成に要する費用、植栽工事、既存建物の買収費用(保育所等整備交付金交付要綱の規定に基づく既存建物の買収を除く。)
開発工事	都市計画法第 29 条で定める開発許可を伴う開発工事に関する費用
その他	整備として適当と認められない費用

(2)事業費及び補助金額の概算例

ア 前提条件(事業所規模等)

(ア)延床面積 150m2

(イ)構造 木造、2階建

(ウ)定員 19人

イ 建設事業費概算

 (ア)建築費
 @380 千円×150m2(造成費を除く)
 = 57,000 千円

 (イ)設計費
 = 4,800 千円

 (ウ)初度設備費
 (開設に必要な備品・消耗品・大型遊具)
 = 2,000 千円

 (エ)エ事監理費
 = 3,200 千円

 合計
 = 67,000 千円

ウ 横浜市補助金概算 (予定金額)(平成30年度補助単価を基に算出)

 (ア)建築費
 主体工事費
 :297,000 円×150m2 ①
 *3/4
 = 34,281 千円

 (イ)備品費
 32,000 円×19 人×3/4
 = 456 千円

 合計
 34,737 千円

8 事業応募から開所までのスケジュール(参考)

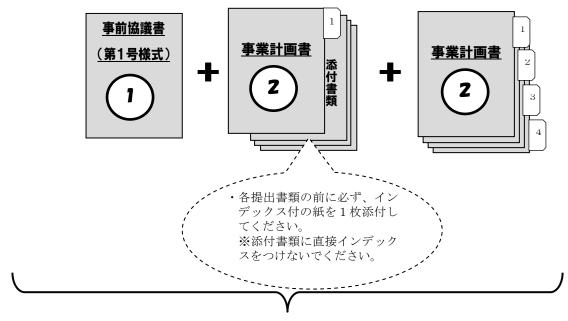
◆平成 32 年 4 月 1 日開所を厳守してください

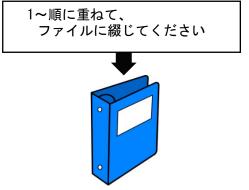
予定	施設認可関係等の動き		備考		
年月	(法人及び横浜市)	設計・工事	補助金関係の動き (法人及び横浜市)	市の審査関係	※注意事項
H31.4	事業公募期間	_	_	-	
5	法人代表者、保育責任者予定者面接(下旬)	_	_	_	
6	法人决定(下旬)	基本設計	_	_	
7	地元説明(基本設計案)	実施設計	_	_	
8		完了•確認済証交付——	-	実施設計審査	
9	理事会開催 (工事入札指名業者選定)			実施設計確定	
		指名通知発送 ← 工事指名競争入札		入札参加資格審査	保育所等利用案内開始
	地元説明(工事着工前)	工事請負契約締結		業者決定報告	
10		着工		工事着手確認検査	
12	認可申請書の提出			•••••	
H32.1		산			
2		しゅんエ・検査済証交付	-	工事完了検査	
3			補助金実績報告 補助額確定		
4	施設設置認可 • 開所(4月1日)		補助金支払い		

9 申請方法等について

- 1 申請書の提出について
 - (1)提出方法:申請物件の基準及び整備エリアの適合性等を確認するため、申請を希望される場合は、必ず事前相談にお越しください。申請書類提出の際には電話で日時をご予約の上、<u>直接お持ちいただきますよう</u>お願いします。日にちに余裕をもってご準備ください。なお、下記にある通り、提出部数は一部ですが、法人の控えとしてもう一部作成いただき、提出の際は併せてご持参いただきますようご協力をお願いします。
 - (2) 受付時間: 土・日・祝日を除く、8時 45 分から 17 時まで
 - (3)受付場所:こども青少年局 こども施設整備課 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル5階 (最寄駅 JR 関内駅若しくは市営地下鉄関内駅)
 - (4)提出部数:1部
 - ア A4縦サイズで統一し、フラットファイル(左2穴)に綴じてください。
 - イ 添付書類には、**必ずインデックス(「提出書類一覧」の番号1~)付の紙の後に該当する資料**を付けてください。
 - ウ フラットファイルの内側に提出書類にチェックをつけて「提出書類一覧」を貼付してください。

【提出書類イメージ図】





※不備があると審査ができない場合がありますので、充分にご確認のうえご提出ください。

- (5)提出締切日:
 - 申請書類:4月19日(金)
- (6)申請内容について、後日確認させていただくことがあります。
- 2 面接について
 - (1)日時(予定)
 - 5月中旬
 - ※詳細が決まりましたら、個別にお知らせします。
 - ※日時はこちらで決めさせていただきますので、ご了承ください。
 - (2)場所 横浜市庁舎又は近傍(面接日時と併せて別途ご案内します。)
 - (3)出席者
 - ア 設置者(法人代表)【法人役員による代行可】
 - ※コンサルティング契約先、顧問契約先等の社員による代理出席は認めません。
 - イ 保育責任予定者(保育責任者とは別に園の責任者を設ける場合は、その方も同席をお願いします。)
 - (4)面接の内容について
 - ア 設置者(若しくは法人)の保育に対する考えや園の運営に関すること。
 - イ 事業申請書に記載された内容に関すること。
 - ウ 保育責任者としての適格性に関すること。 ほか

3 その他

- (1)申請後、面接前までに、現地確認をさせていただきます。また、他都市で保育事業を実施している場合は、現在運営している保育施設の調査をさせていただきます。
- (2) 申請した保育責任者を設置者側の事情による変更は原則認めません。
- (3) ご提出いただいた申請書及び添付資料は返却いたしません。(本事業の目的以外には使用しません。)
- (4) 審査する上で、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合もございますので予めご了承ください。
- (5) 採択後いくつか条件を附すことがありますので、予めご了承ください。
- (6) 提出いただく平面図は設計士の方に依頼して作成してください。

10 問い合わせ先

- (1)問い合わせ先及び問い合わせ方法
 - ア 制度・申請方法・申請内容に関すること

不明な点等ありましたら、下記担当までお問い合わせください。「質問票」(別紙8)にて内容を記載していただき、FAX 又は電子メールにてお問い合わせいただくことも可能です。

横浜市こども青少年局こども施設整備課

【電話番号】045-671-2398

【FAX 番号】045-663-1925

【電子メール】kd-tiikigata-hoiku@city.yokohama.jp

【担当者】小規模保育事業担当

イ 整備が望ましい地域・各区のニーズに関すること

下記の部署まで電話又は電子メールにてお問い合わせください。

横浜市こども青少年局保育対策課

【電話番号】045-671-4468、4220

【電子メール】kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

【担当者】 各区担当(該当するエリア(区)をお伝えください。)

(2)ダウンロードアドレス

申請書等の様式

http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/incubator/

参考資料

- 1 給付費について
- 2 連携施設受諾促進加算の諸条件について
- 3 平成 31 年度子ども・子育て支援新制度 利用料(保育料)月額
- 4 横浜市宿舎借上げ支援事業、31 年度のご案内
- 5 かながわ保育所・保育士支援センターのご案内

参考資料1 給付費について

新制度では保育施設及び事業に対し、国が定める公定価格に基づき給付費をお支払します。給付額は地域区分や利用 定員、認定区分による基本額(児童一人当たりの単価)と、職員配置や開所時間による加算額により決定します。詳しくは 下記のサイトをご覧ください。

利用者負担は横浜市が保護者の所得に基づき決定した金額を徴収していただきます。

【参考サイト】

·新制度全般(内閣府HP)

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/

・公定価格の単価表(案)

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h300307/pdf/s3-1.pdf

試算ソフト

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html

		小規模保育事業 年間運営事業費の目安額						
	定員	(平成 31 年度 公定価格概算モデル)						
		年間運営事業費	年間運営事業費の1/6					
A 型	12 人	42,594,000 円	7,099,000 円					
	19 人	53,503,720 円	8,917,286 円					
B 型	12 人	40,414,920 円	6,735,820 円					
	19 人	50,613,640 円	8,435,606 円					

[※]上記金額は目安額となります。定員構成等により変更することがあります。

【上記の試算条件】

定員		O歳	1歳	2歳	その他		
A型·B型 12人 3人 4人		5人	・保育標準時間認定児童のみで算出				
共通	19 人	3人	8人	8人	・処遇改善等加算の加算率は8%		
					•管理者設置加算 等		

参考資料2 連携施設受諾促進加算の諸条件について(31年度)

連携先	月額助原	龙单価	支給条件
~= 1/3/0	7.1 HAPO11	- 1 Imm	支給条件
			<u> 「 </u>
			条件ア 保育内容の支援(以下のうち3項目以上に該当する)
			・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。
	. —		・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。
	A区分	229,500円	・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。
			・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関
			係づくりの一環として交流保育等を実施する。
認			・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。
可			・連携施設との合同研修・職員交流を実施する
認可保育所			・連携施設への給食の提供を実施している。
前			条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援*を実施している。
'''			※地域子育て支援の例
			地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談
			の実施、地域の子育て支援活動への参加(赤ちゃん教室や子育てサロ
	B区分	114,750円	ン等)
	D Б Л	114,/50 🗇	条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。
			単価
			条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合 A 区分 229,500 円
			条件②ア、イ両方に該当する場合 B 区分 114,750 円
			*複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。
			支給条件
		85,000 円	条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(通常型・平日型)を実施している。
			条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。
	A区分		条件ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。
			・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。
幼			・施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。
幼 稚 園			・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの
風		57,400 円	一環として交流保育等を実施する。
			単価
	B区分		条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分85,000円
			条件② ア、イともに該当する場合 B区分 57,400 円
			*複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。
			士公久世
			<mark>支給条件</mark> 条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。
	A区分	229,500円	条件ア 連携施設児里の卒園俊の受け入れ枠を設定している。 条件イ 保育内容の支援を行っている。(以下のうち3項目以上該当する)
			・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。
			・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。
===			・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。
認中			・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの 一環として交流保育等を実施する。
	B区分	85,000 円	. =
ح ا			・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。
認定こども園			・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。
園			・連携施設への給食の提供を実施している。 条件ウ 3号認定の保育を実施している。
	C区分		<u>単価</u> <u>条件の マスケウスにまた米まる場合 A R 八 200 500 E</u>
		57,400 円	条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 229,500 円
			条件② ア、イ両方に該当する場合 B区分 85,000 円
			条件③ アのみに該当する場合 C区分 57,400 円
			*複数施設と連携している場合も1施設あたりの助成額は同じです。

平成30年4月 (単位:円)

D1 1月の日間以上〜 75,700 円以下 5,000 円以下 7,500 7,600 7,500 7,500 7,500 7,500 2,7				<u> </u>				i								(単位:円)
日本語の	負担	認定区分				2号(3歳児~) ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から			3号(0~2歳児) ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで				※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで			
株理学院 日本語語 日本語語		対象施設・事業			認定こども園(保育利用)、認可保育所			認定こども園(保育利用)、認可保育所								
A 無極極極勝 2,100 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		- 1	第1子※	第2子※									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
日本語の																
□ The Repulsia May 2						~		_		•	~	0	-			
D1 市民航海海線機額 10,000円以下 6,300 2,200 6,400 6,300 2,200 2,200 2,200 8,000 2,900 2,800 5,000 2,100 2,000		1 = 11 = 11 = 1	2,100		,	2,100	0		3,200			U	,			
D2 10,001 円以上〜 48,600 円以下 7.500 2,700 7.600 7.500 2,700 2,700 10,000 9,800 3,500 3,400 6,300 6,100 2,500 2,000 45,040 日間上〜 57,700 円以下 10,100 3,000 10,900 3,000 13,000 12,000 10,600 4,300 4,500 10,500 10,600 4,300 4,500 10,500 10,500 10,600 4,300 4,500 10,500 10,500 10,600 4,300 4,500 10,500 10,500 10,600 4,300 4,500 10,500 10,500 10,500 10,600 4,300 4,500 10,50			3,000		4,900	4,900		,	-,	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	,
Page 201 1985 1		· ·	6,300	2,200	6,400	6,300	2,200	2,200	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
Part			7,500	2,700	7,600	7,500	2,700	2,700	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
Part Part	D3		9,400	3,300	9,500	9,400	3,300	3,300	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
De	D4	50,401 円以上 ~ 57,700 円以下	<u>10,100</u>	3,900	11,000	10,900	3,900	3,900	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
Property Proper	D5	57,701 円以上 ~ 77,100 円以下	10,100	4,500	12,800	12,600	4,500	4,500	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
D8 102,601 円以上 ~ 120,600 円以下 17,000 6,700 21,500 21,100 7,500 7,300 34,000 31,100 30,500 11,000 36,800 34,000 33,400 31,000 33,000 31,000 33,000 34,000 33,000 31,000 33,000 34,000 33,000 31,000 33,000 34,000 33,000 31,000 33,000 34,000 34,00	D6	77,101 円以上 ~ 97,000 円以下	15,000	5,500	15,600	15,300	5,500	5,500	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
下 15 12,0501 円以上~138,600 円以下 18,800 8,100 24,800 24,800 24,800 8,700 8,800 34,000 33,400 11,900 31,000 35,000 34,000 34,000 33,400 11,300 35,000 35,000 35,000 36,	D7	97,001 円以上 ~ 102,600 円以下	17,000	6,700	19,500	19,100	6,800	6,700	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
# D10 138,601 円以上 ~ 169,000 円以下	D8	102,601 円以上 ~ 120,600 円以下	17,000	6,700	21,500	21,100	7,500	7,300	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
日 15 16 16 17 16 17 17 17 17	D9	120,601 円以上 ~ 138,600 円以下	18,800	8,100	23,500	23,100	8,200	8,000	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
民 日 15日 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	由 D10	138,601 円以上 ~ 169,000 円以下	18,800	8,100	24,800	24,300	8,700	8,500	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
日本	D11	169,001 円以上 ~ 174,900 円以下	18,800	8,100	25,800	25,300	9,000	8,800	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
10 10 10 10 10 10 10 10	D12	174,901 円以上 ~ 192,900 円以下	20,300	9,300	26,800		9,400	9,200	44,500	43,700	15,600		41,000	40,300	15,600	15,300
日14 211,201 田以上 ~ 228,900 田以上 ~ 228,900 田以上 ~ 246,700 田以上 ~ 246,	D12	192,901 円以上 ~ 211,200 円以下	20.300	9.300	27.500	27.000	12.400		47.500	46,600		21.000	43.800	43.000	21.400	21.000
15 228,901 円以上 ~ 246,700 円以下 15 228,901 円以上 ~ 246,700 円以下 10 246,701 円以上 ~ 255,700 円以下 17 255,701 円以上 ~ 264,700 円以下 18 264,701 円以上 ~ 282,700 円以下 19 273,701 円以上 ~ 230,000 11,500 23,000 11,500 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 25,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 25,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 24,000 12,000 25,000 12,000 24,000 12,0	D1/	211,201 円以上 ~ 228,900 円以下	-,	-,	,	,			,	-,		,	-,	-,	,	,
1	D15	228,901 円以上 ~ 246,700 円以下	21.800	10.900	29,300	,		,	53.000	•		23,400	48.800	47.900	23.900	23,400
88	割 D16	246,701 円以上 ~ 255,700 円以下	,	-,	-,	-,	-,	,	,	- ,	-,	-,	-,	,	-,	-,
D18 264,701 円以上 ~ 273,700 円以下 D19 273,701 円以上 ~ 282,700 円以下 D20 282,701 円以上 ~ 291,700 円以下 D21 291,701 円以上 ~ 301,000 円以下 D22 301,001 円以上 ~ 301,000 円以下 D23 309,701 円以上 ~ 309,700 円以下 D24 335,801 円以上 ~ 335,800 円以下 D25 361,301 円以上 ~ 387,700 円以下 D26 387,701 円以上 ~ 397,000 円以下 D26 387,701 円以上 ~ 397,000 円以下 D27 397,001 円以上 ~ 397,000 円以下 D26 387,701 円以上 ~ 397,000 円以下 D26 387,701 円以上 ~ 397,000 円以下 D27 397,001 円以上 ~ 397,000 円以下 D28 D29	額 D17		,	-,	,	-,		,	,	•	,	,	,	-,	,	,
D19 273,701 円以上 ~ 282,700 円以下 23,000 11,500 33,900 33,300 18,600 18,200 59,000 57,900 27,400 55,000 54,000 27,500 27,00	Ж D18	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	-,									-,	- ,			
D20 282,701 円以上 ~ 291,700 円以下 23,000 11,500 35,000 34,400 19,300 18,900 60,000 58,900 29,000 28,500 55,300 27,700 27,200 D21 291,701 円以上 ~ 301,000 円以下 24,000 12,000 36,200 35,500 19,900 19,500 61,000 59,900 30,100 29,500 55,600 54,600 27,800 27,300 27,200 27,200 27,200 29,500 55,300 55,300 27,700 27,200 27,300 27,300 27,300 29,500 55,600 54,600 27,800 27,300 27,500 28,000 29,500 55,500 55,500 56,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 29,000 28,000 29,500 55,300 55,300 55,300 29,000 28,000 29,000 28,000 29,000 28,000 29,000 28,000 29,000 28,000 29,000 28,000 29,000 28,000 29,000 28,000 29,000 28,000 29				,		,		,		•	,	,	,			
D21 291,701 円以上 ~ 301,000 円以下 24,000 12,000 36,200 35,500 19,900 19,500 61,000 59,900 30,100 29,500 55,600 54,600 27,300 27,300 27,300 27,300 29,500 55,600 54,600 27,300 27,300 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 29,000 39,300 38,600 56,700 55,700 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 28,000 27,500 29,000 39,300 38,600 56,700 55,700 28,000 28,000 29,000 39,300 39,000 57,200			-,			,			,			,				
D22 301,001 円以上 ~ 309,700 円以下 24,000 12,000 37,400 36,700 20,600 20,200 64,500 63,400 33,100 32,500 55,900 54,900 28,000 27,500 D23 309,701 円以上 ~ 361,300 円以下 24,000 12,000 38,600 37,900 21,200 20,800 68,000 66,800 36,200 35,500 55,300 28,000 27,500 D24 335,801 円以上 ~ 361,300 円以下 25,200 12,600 39,800 39,100 21,900 21,500 71,500 70,200 39,300 38,600 56,700 55,700 28,400 27,500 D25 361,301 円以上 ~ 397,000 円以下 25,200 12,600 42,500 41,700 23,400 23,000 75,600 74,300 39,000 57,200 56,200 28,600 28,600 28,600 28,600 28,600 28,600 28,000 28,000 28,000 77,500 76,600 74,300 40,000 39,300 57,700 56,700 28,600 28,000 28,000 77,5	_			,	/	,		,	,	,	,	,	/			
D23 309,701 円以上 ~ 335,800 円以下 24,000 12,000 38,600 37,900 21,200 20,800 68,000 66,800 36,200 35,500 56,300 55,300 28,200 27,700 D24 335,801 円以上 ~ 361,300 円以下 25,200 12,600 39,800 39,100 21,900 21,500 71,500 70,200 39,300 38,600 56,700 55,700 28,400 27,900 D25 361,301 円以上 ~ 397,000 円以下 25,200 12,600 40,900 40,200 22,500 22,000 73,600 72,300 39,700 39,000 57,200 56,200 28,600 28,100 D27 397,001 円以上 397,001 円以上 42,500 41,700 23,400 23,000 75,600 74,300 40,000 39,300 57,200 28,600 28,600 D27 397,001 円以上 397,001 円以上 0 0 0 0 0 0 0 75,600 74,300 40,000 39,300 57,700 56,700 28,600 D2			,		,	,		,				,		- ,		
D24 335,801 円以上 ~ 361,300 円以下 25,200 12,600 39,800 39,100 21,900 21,500 71,500 70,200 39,300 38,600 56,700 28,400 27,900 D25 361,301 円以上 ~ 387,700 円以下 25,200 12,600 40,900 40,200 22,500 22,000 73,600 72,300 39,700 39,000 57,200 56,200 28,600 28,100 D27 397,001 円以上 25,200 12,600 42,500 41,700 23,400 23,400 77,500 76,100 40,000 39,300 57,200 56,200 28,600 28,100 D27 397,001 円以上 25,200 12,600 42,500 41,700 23,400 23,400 77,500 76,100 42,600 41,800 58,100 57,200 28,600 28,400 D27 597,001 月以上 397,001 39,400 23,400 23,400 23,400 77,500 76,100 41,800 58,100 57,200 29,100 28,600 D27 597,001			,	,	- ,	,	,	,		,	,	- ,	/	- /	-,	,
D25 361,301 円以上 ~ 387,700 円以下 D25 361,301 円以上 ~ 387,700 円以下 D26 387,701 円以上 ~ 397,000 円以下 D27 397,001 円以上 D27 397,001 円以上 D27 397,001 円以上 D28 市民税非課税でひとり親世帯等 D28 市民税均等割のみでひとり親世帯等 D29 D2			,							•						·
D26 387,701 円以上 ~ 397,000 円以下 25,200 12,600 42,500 41,700 23,400 23,000 75,600 74,300 40,000 39,300 57,700 56,700 28,900 28,900 28,400 D27 397,001 円以上 25,200 12,600 42,500 41,700 23,400 23,400 77,500 76,100 42,600 41,800 58,100 57,200 29,100 28,900 29,100 28,900 29,100 28,900 29,100 28,900 29,100 28,900 29,100 28,900 28,900 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100 29,100			,	,		,	,	,		,	,	,	,			
D27 397,001 円以上 25,200 12,600 43,500 42,700 23,900 23,400 77,500 76,100 42,600 41,800 58,100 57,200 29,100 28,600 20,000			,	-	,	,			,			,				
ひと目の市民税非課税でひとり親世帯等 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		/	-			,				•		•	-	•		-,
よ E0 市民税均等割のみでひとり親世帯等 0 0 1,700 1,700 0 0 2,300 2,200 0 0 1,600 1,500 0 度1 D 1 階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 0 2,100 0 2,100 0 2,100 0 2,100 0 2,100 0 2,100 0 2,100 0 2,100 0 0 2,100 0 0 2,100 0 0 2,100 0 0 2,100 0 0 0 2,200 0		/				-				•						
り E1 D 1 階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 0 0 0 2,900 2,800 0 0 2,100 2,000 0 0 規 E2 D 2 階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 2,100 0 0 0 2,900 2,800 0 0 2,500 0 0 E3 D 3 階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 2,100 0 0 3,200 3,100 0 0 2,800 2,700 0 E4 D 4 階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 2,100 0 0 0 3,200 3,100 0 0 2,800 2,700 0	ひ		-	~	-	~ _		~	~		~	~	-			-
親 E2 D2階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 0 0 3,200 3,100 0 0 2,500 2,400 0 位 E3 D3階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 0 0 3,200 3,100 0 0 2,800 2,700 0 0 6 E4 D4階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 2,100 0 0 3,200 3,100 0 0 2,800 2,700 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0									,							
世 E3 D3階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 0 0 3,200 3,100 0 0 2,800 2,700 0 0 1 3,200 3,100 0 0 2,800 2,700 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 2,800 2,700 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 0 1 3,200 3,100 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						,		~ _	,	•	-		,			0
# E4 D4階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 0 0 3,200 3,100 0 0 2,800 2,700 0 0 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6			,	_	,		-	_	-,		-					0
室 C4 0 4 四層 C 0 2 9 秋 世帯寺 2,100 0 2,100 0 0 3,200 3,100 0 0 2,800 2,700 0 0	ш		2,100	0	2,100	2,100	0	-	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
E5 D 5階層でひとり親世帯等 2,100 0 2,100 2,100 0 0 3,200 3,100 0 0 2,800 2,700 0	C 4	D 4階層でひとり親世帯等	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E 5	D 5 階層でひとり親世帯等	2,100	0	2,100	2,100	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

[※]きょうだい区分の数え方は別紙「利用料のお知らせ」をご確認ください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

[※]利用料は、市民税の税額控除前所得割額(調整控除後)を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層(D27)となります。

[※]市民税の見方についてはこども青少年局のホームページでご覧になれます。http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/data/h29nyusho/mikata.pdf

~横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業、31年度のご案内~

市内保育所等を経営する事業者による、保育士向け宿舎の借り上げを支援するために、 必要な経費の助成を行います。(※31年度予算の議決を条件としています。)

【支援対象】

○ <u>市内保育所等(※注 1)を経営する事業者が、雇用する保育士(※注 2)を、事業者が借り上げた宿舎に入居させる場合、宿舎借り上げに係る経費を補助</u>

(※注1) 市内保育所等は次のとおり。

- 認可保育所
- 認定こども園
- ・ 認可保育所等への移行を目指し、「移行計画書」を提出した横浜保育室
- ・ 小規模保育事業 (A・B・C型)
- (※注2) 市内保育所等に勤務する常勤保育士のうち、下記に該当する者

事業者の雇用開始の日が属する会計年度から起算して、10年目の会計年度末までの 保育士 (31年度は22年度以降雇用) とする。

ただし、施設長及び平成24年度以前に事業者が借り上げる宿舎に入居している者を除く。

【助成内容】

対象経費	雇用する保育士向け、宿舎借り上げに係る経費のうち賃借料、共益費(管理
	費)。※礼金、更新料、敷金等は対象になりません。
補助率	対象経費の 3/4
助成金額	宿舎1戸当たり月額82,000円の3/4(61,000円)を上限 (1,000円未満は切り捨て)
助成期間	事業者の雇用する保育士が、借り上げ宿舎に入居している期間。ただし、事
	業者に雇用された者で、雇用開始の日が属する会計年度から起算して、10
	年目の会計年度末までの保育士 (31 年度は 22 年度以降の採用者) で住宅手
	<u>当が支給されていないことを条件</u> とする。

【平成31年度補助金申請書の提出期間】

・平成31年4月から受付を開始します(通年)。

※遡り補助はしません。 **別途定める提出期限日(原則7日)の受付終了時間**までに申請のあった月の家賃分からが対象です。

※月単位での補助であり、1日から末日まで補助対象要件を満たした月が補助対象となります。

【応募方法】

<u>申請者は法人単位となります。</u>申請様式、必要書類及び提出期限一覧は横浜市こども青少年局ホームページにて掲載しております。また、メーリングリストを登録いただくことで、本事業に関する情報をリアルタイムで受け取ることができます。ホームページ掲載の登録方法をご確認のうえ、必ずご登録ください。

本市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>待機児童対策

<URL>

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/taiki/hoikushishukusha.html なお、平成31年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業における各種提出書類に関する問い合わせは、ホームページに記載の本市委託業者までお願いします。

【応募にあたっての申請書類】

第1号様式 横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書(別紙1、2を含む)

第2号様式 平成31年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業計画書

※保育士確認及び同意欄に申請保育士の署名捺印されたものをご提出ください。

第3号様式 平成31年度横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業収支予算書

不動産賃貸借契約書(写し)

保育士証(写し)

市長が必要と認める書類

★留意点★

- 事業者が保育士用宿舎として借り上げている物件が助成対象です。<u>事業者(法人の場合は、役</u> **員を含む)が所有する物件を貸与している場合は対象となりません。**
- 事業者が宿舎を借りただけでは、補助対象とはなりません。保育士の入居日(住民票の異動日) から対象となります。
- 家賃の一部を保育士本人が負担する場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。
- 書類の提出期限を月毎に別途設けております。提出期限日の受付終了時間必着で書類を提出してください。提出期限までに申請のあった月の家賃分からが対象となります。

横浜市こども青少年局 保育対策課

担当:木野内、坪内

電話:045-671-4469

e-mail:kd-shukusha@city.yokohama.jp

インターネットによる求人情報のお知らせ

福祉のお仕事 https://www.fukushi-work.jp









*2017年4月よりリニューアル

* 求職者の皆さまへ

条件を入力していくと、希望にあった求人検索ができます。

*求人事業者の皆さまへ

求人募集するときは、「福祉のお仕事」から、事業所登録・求人募 集ができます。

*新規設立法人(事業所)については一度、当センターへお問い合わせください。

かながわ保育士・保育所支援センターホームページ

www.kanagawahoiku.jp





当センターで行う講座やイベント情報等を掲載しています。 当センターへの登録もここからできます。

保育の求人・求職をお待ちしています!

かながわ保育士・保育所支援センターは、労働局から無料職業紹 介所として認可を受けた「かながわ福祉人材センター」内に設置され、 保育関係の求職および保育所等からの求人のマッチングをおこなって います。

☆求職対象職種

神奈川県内で保育関係の仕事をしたい方であれば、どなたでもご利 用いただけます。

保育士、栄養士、看護師、調理員、保育補助員等

求人対象施設

神奈川県内にある施設であれば、法人格等にかかわらずご利用いた だけます。

認可保育所、認可外保育施設(自治体の補助対象となっている施設)、家庭的保 育事業・小規模保育事業等の地域型保育事業、事業所内保育施設(国の補助) 対象となっている施設・院内保育施設)、児童福祉法に定める児童福祉施設等(乳 児院、児童養護施設、助産施設、母子生活支援施設、児童厚生施設、障害児入 所施設、児童発達支援センター、放課後児童クラブ等)、認定こども園



社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉人材センター内 かながわ保育士・ 保育所支援センター

開所時間 月 → 土曜日 9:00 → 17:15(12:00 → 13:00 昼休み)

日曜日・祝祭日、年末年始およびかながわ県民センター休館日は閉所

所在地 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階(かながわ福祉人材センター内)

045-320-0505 FAX 045-313-4590 E-mail hoiku jinzai@knsyk.jp

www.kanagawahoiku.jp

Illustration by Osamu Kawamura

保育士を 紹介してほしい もう一度保育士として 働きたい

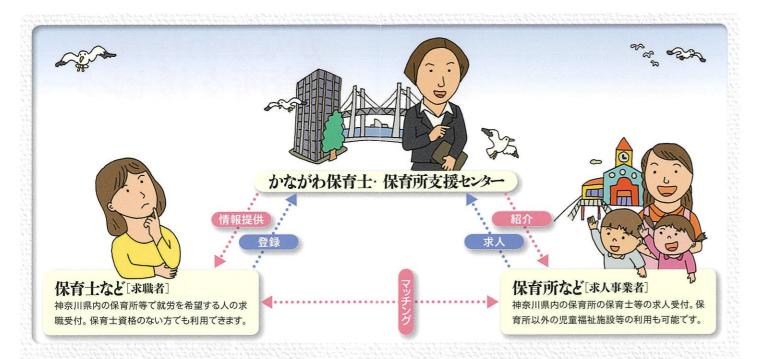
保育所の看護師や 栄養士を募集したい

> 保育士の資格を いかして働きたい



かながわ保育士・保育所支援センターは、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・ 横須賀市の共同事業として神奈川県社会福祉協議会が委託を受けて運営しています。

かながか保育士・保育の仕事をしたい人と、保育所等で働く人を求める求人側の間に入り、マッチングをおこなう専門機関です。



☆就職相談・コーディネート

経験豊富な保育士が、電話や面談により就職に関するご相談に応じます。

ご希望により、就職先の情報提供や見学等の調整、紹介をします。 就職にあたって心配や不安なことへの相談と助言もします。 ブランクのある保育士の方もお気軽にご相談ください。

☆出張相談会の実施

県内各地にかながわ保育士・保育所支援センターの相談窓口が出 張して個別相談に対応します。

日程・会場等はホームページ等でお知らせいたします。

☆職場見学等の調整

応募したいと考えている求人先の職場見学や仕事体験などのご相談を 受け、調整をいたします。職場見学、仕事体験にあたっては求職登 録が必要です。

☆保育に関する情報提供

保育に関わるさまざまな情報 (資格や制度、就職相談会の開催日程等)を メールなどでお知らせします。

☆就職支援セミナー・相談会の開催

県内各地で就職支援セミナーや就職相談会を開催しています。詳しい 日程・会場等はホームページ等でお知らせします。

☆就職支援セミナー

就職にあたって参考になる情報を聞くことができます。

[例] 保育園の一日の流れ、仕事の内容 保育をめぐる最近の状況 保育の仕事に復職・転職した人の経験談等

常就職相談会

県内各地から保育所がブースを出展し、それぞれの園の 特徴や求めている人材について直接聞くことができます。



まずはセンターに登録!

さまざまな情報やアドバイスが受けられます



すぐに就職したい方

- ◆就職相談
- ◆職場見学等の調整
- ・求人情報の提供
- 就職先の紹介

いずれ就職しようと考えている方

- ◆保育の資格や仕事に 関する情報提供
- ◆各種セミナー等のご案 内

かながわ保育士・保育所支援センターの各種事業への参加は、 雇用保険の求職活動実績対象となります。

保育士資格をもっているが、 保育の仕事をしたことがない方または、 保育士として働いていたが、1年以上ブランクのある方へ

保育士就職準備金について

保育士の資格保有者が保育の仕事に就職する際、準備金の 貸付を受けることができます。神奈川県内で2年間保育の仕事 に従事すると返還が免除となります。

貸付申請にはかながわ保育士・保育所支援センターへの離職登録および求職登録が必要です。

【離職登録】 www.kanagawahoiku.jp/regist/form.asp

_________www.kfjc.jp/for-seeker/form.asp

貸付に関するお問い合わせは、かながわ福祉人材センターへ

045-312-4816